

別紙1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	R-1 食堂 1基	L-1~2 洗濯機 2台	B-1~84 浴槽 84台
特定施設番号及び名称	No. 66の3 (イ) ちゅう房施設	No. 66の3 (ロ) 洗濯施設	No. 66の3 (ハ) 入浴施設
型 式	〇〇社製 〇-〇	〇〇社製 〇-〇	〇〇社製 〇-〇
構 造	ステンレス製 (添付書類のとおり)	ステンレス製 (添付書類のとおり)	ホーロー製 (添付書類のとおり)
主 要 寸 法	〇(W)×〇(D)×〇(H) mm	〇(W)×〇(D)×〇(H)m m	〇(W)×〇(D)×〇(H)m m
能 力	〇食/日 〇L/min 〇m ²	〇kg 〇L/回	〇人/日 〇m ³ /日
配 置	添付書類のとおり	添付書類のとおり	添付書類のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日
工事完成予定年月日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日
使用開始予定年月日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日
その他参考となるべき事項			

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 水質汚濁防止法に基づく届出において、その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。
- 3 下水道法に基づく届出において、特定施設の種類とは水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一及びダイオキシン類特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二に掲げる号番号及び施設の名称を記載すること。

別紙2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	<i>R-1 食堂 1基</i>		<i>L-1~2 洗濯機 2台</i>		<i>B-1~84 浴槽 84台</i>		
特定施設番号及び名称	<i>No. 66の3 (イ) ちゅう房施設</i>		<i>No. 66の3 (ロ) 洗濯施設</i>		<i>No. 66の3 (ハ) 入浴施設</i>		
設置場所	<i>添付書類のとおり</i>		<i>添付書類のとおり</i>		<i>添付書類のとおり</i>		
操業の系統	<i>調理・食器洗浄</i>		<i>洗濯・乾燥</i>		<i>入浴</i>		
使用時間間隔	<i>7時~22時</i>		<i>9時~17時</i>		<i>随時</i>		
1日当たりの使用時間	<i>15時間</i>		<i>8時間</i>		<i>2時間</i>		
使用の季節的変動	<i>無</i>		<i>無</i>		<i>無</i>		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	<i>食料品 : 0kg 上水 : 0m³ 中性洗剤 : 0L</i>		<i>上水 : 0m³ 衣料用洗剤 : 0L</i>		<i>上水 : 0m³ シャンプー : 0L リンス : 0L 石鹸 : 0g</i>		
汚水等の汚染状態／当該特定施設から排出される汚水の水質	種類・項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	<i>pH BOD[mg/L] COD[mg/L] SS[mg/L] n-hex[mg/L] (動植物) 大腸菌群数 [個/cm³]</i>	<i>6~8 100 100 80 5</i>	<i>6~8 130 130 80 10</i>	<i>6~8 50 50 70</i>	<i>6~8 80 80 70</i>	<i>6~8 80 80 20 5</i>	<i>6~8 130 130 30 5</i>
汚水等の量／当該特定施設から排出される汚水の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	<i>10</i>	<i>15</i>	<i>5</i>	<i>5</i>	<i>50</i>	<i>50</i>	
その他参考となるべき事項							

備考 汚水等の汚染状態／当該特定施設から排出される汚水の水質の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項／当該特定事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項について記載すること。

別紙3

汚水等の処理の方法／汚水の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処 理 施 設 の 設 置 場 所									
設 置 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種 類 及 び 型 式									
構 造									
主 要 寸 法									
能 力									
処 理 の 方 式									
処 理 の 系 統									
集 水 及 び 導 水 の 方 法									
使 用 時 間 間 隔									
1 日 当 た り の 使 用 時 間									
使 用 の 季 節 変 動									
消 耗 資 材 の 1 日 当 た り の 用 途 別 使 用 量									
汚水等 の汚染 状態 及び 量	種 類 ・ 項 目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後
	量(m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量 及び処理方法									
排水水の排出方法 ／汚水を公共下水道又は流域下水 道へ排除する方法									
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 汚水等の汚染状態／汚水の水質の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項／当該特定事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項について記載すること。
- 2 排水水の排出方法／汚水を公共下水道又は流域下水道へ排除する方法の欄には、排水口／排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙4

排水水の汚染状態及び量

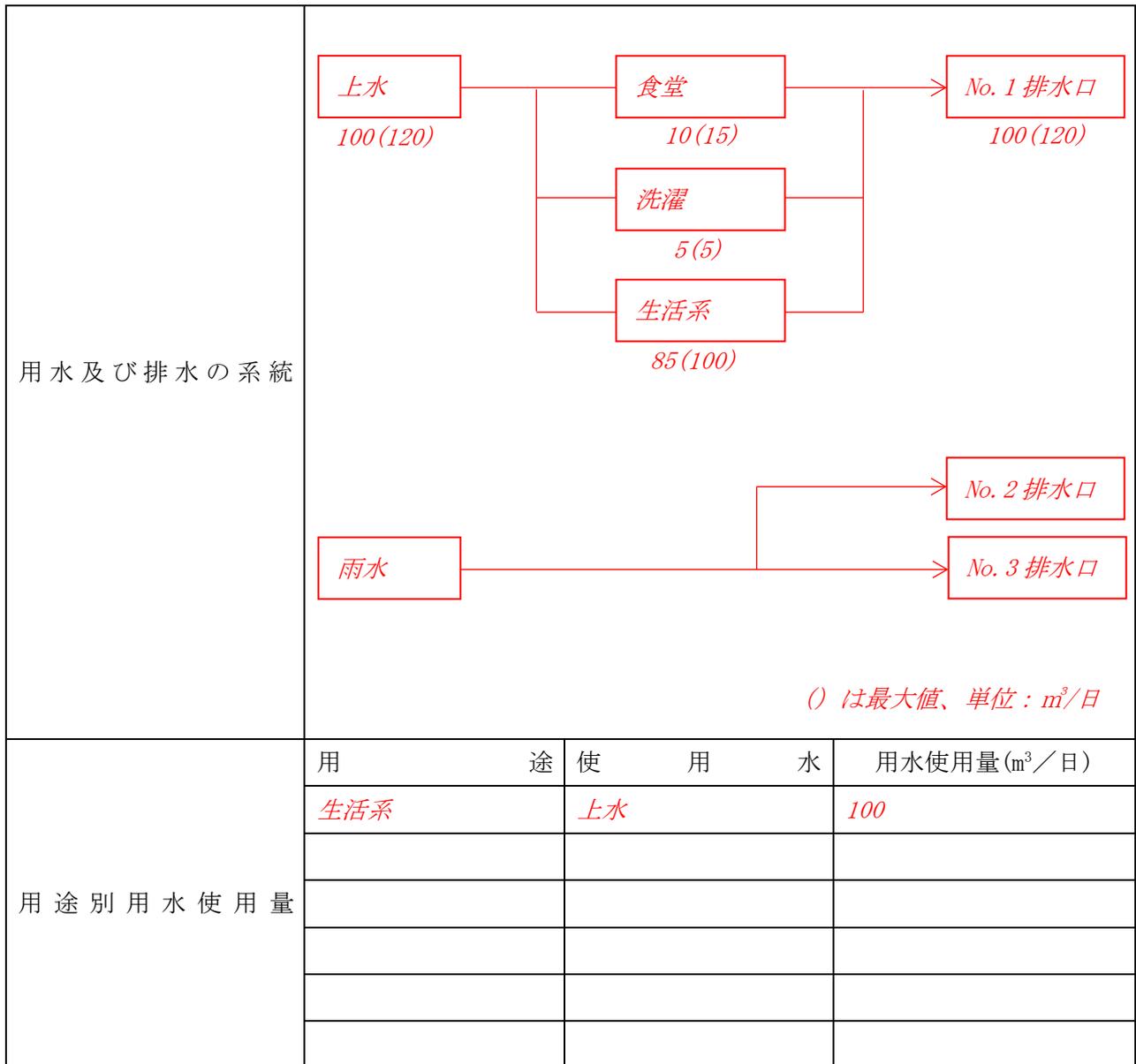
／公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質

工場又は事業場における施設番号／公共下水道への排出口		No. 1排水口		No. 2排水口		No. 3排水口	
排出水の水質	種類・項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大
排出水の量／下水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大	通常	最大
		100	120	0	0	0	0
その他参考となるべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・排水はNo. 1排水口から公共下水道（污水管）に排出 ・No. 2及び3排水口は雨水のみを海域に排出 					

備考 排水水の汚染状態／下水の水質の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項／当該特定事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項について記載すること。

別紙6

用水及び排水の系統



参考

1 届出理由

ホテルを新設するため、以下の特定施設を設置する。

- ・No. 66 の 3 (イ) ちゅう房施設 1 台
- ・No. 66 の 3 (ロ) 洗濯施設 2 台
- ・No. 66 の 3 (ハ) 入浴施設 84 台

2 事業場概要

従業員数	〇〇 人	業種 (細分類)	旅館、ホテル
主要製品		作業時間	24 時間
企業規模	大企業 ・ 中小企業 ・ 零細企業 ・ 公共施設		
敷地面積	〇〇 m ²	下水排除方式	合流 ・ 分流 ・ 未告示
担当部署	総務部総務課	担当者	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス	〇〇@.....jp

添付書類一覧

水	下	添付書類の名称	作成上の注意
✓		特定施設の構造図	縮尺・寸法を記入してください。 (別紙 1 の構造・主要寸法に該当)
		特定施設のその他参考となる図面 (カタログ、床面材質の資料等)	(別紙 1 の能力に該当)
✓		特定施設に関連する主要機械又は主要装置の 配置図	(別紙 1 の配置に該当)
✓		特定施設の設置場所 (土木図面等)	床面の構造及び状況を詳細に記入してください。 (別紙 2 の設置場所に該当)
		操業の系統図 (フローシート)	(別紙 2 の操業の系統に該当)
		汚水の処理施設の設置場所	(別紙 3 の処理施設の設置場所に該当)
		汚水の処理施設の構造図	縮尺・寸法を記入してください。 (別紙 3 の構造・主要寸法に該当)
		汚水の処理系統図	(別紙 3 の処理の系統に該当)
		汚水の処理施設のその他参考となる図面 (カタログ等)	(別紙 3 の処理施設の能力に該当)
		汚水の処理施設の設計計算書及び装置、 機械の仕様書並びに取扱説明書	設計根拠とした原水及び処理水の水質、水量及 び処理方法の選定理由、安全率、最大処理能力 並びに装置、機械の仕様を記入してください。 (別紙 3 の処理施設の能力・処理の方式に該 当)
✓		用水、排水の系統図	給排水は、色分けしてください。 (別紙 6 の用水及び排水の系統に該当)
		水バランスシート	(別紙 6 の用水及び排水の系統に該当)
✓		事業場への案内図	—
✓		敷地内の建物及び構造物の配置図並びに公共 下水道への接続図	—
✓		特定施設一覧表	特定施設の名称・型式・設置場所・処理系統、特 定施設の種類ごとの台数などが把握できるよう にしてください。
		有害物質の使用に関する管理要領	(別紙 2 及び 14 のその他参考となるべき事項に 該当)
		有害物質使用特定施設等の点検記録簿	(別紙 2 及び 14 のその他参考となるべき事項に 該当)
		有害物質使用特定施設等に係る設備の配置図	(別紙 1 の 2 及び 13 の配置に該当)
		貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の 系統図 (有害物質貯蔵指定施設に限る。)	(別紙 15 の搬入及び搬出の系統に該当)

注1 変更届出の場合は、図面上に変更箇所を明示してください。

注2 何枚かの図面をまとめられる場合は、まとめてください。

注3 図面は原則、A 4 版又は A 3 版とし、A 3 版の図面は A 4 版に折って提出してください。

特定施設（有害物質使用特定施設）、有害物質貯蔵指定施設一覧表

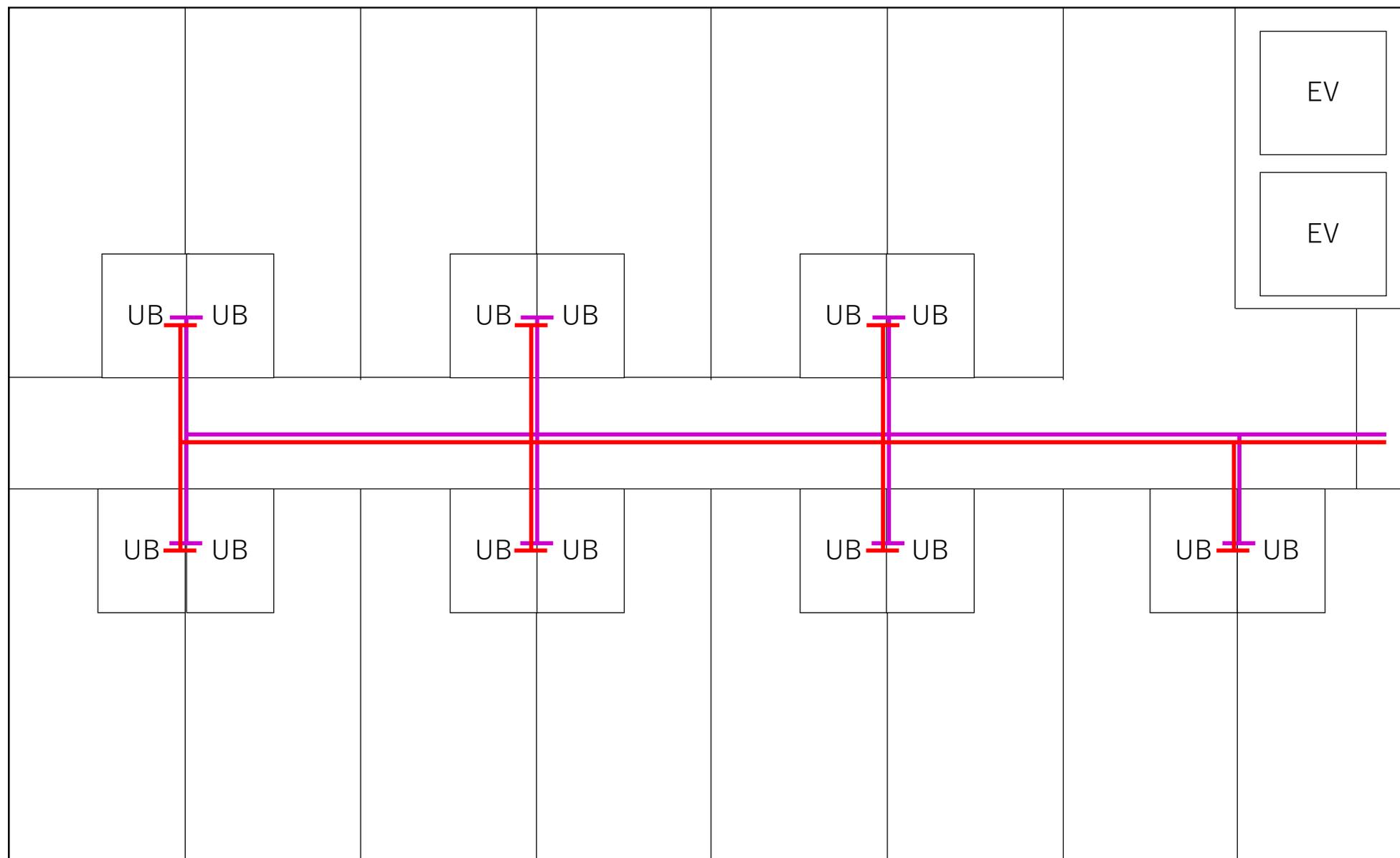
特定施設等		No. 63 の3 (イ)	No. 63 の3 (ロ)	No. 63 の3 (ハ)					その他
台数	届出前								
	届出後	1	2	84					
カドミウム及びその化合物									
シアン化合物									
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）									
鉛及びその化合物									
六価クロム化合物									
砒素及びその化合物									
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物									
ポリ塩化ビフェニル（PCB）									
トリクロロエチレン									
テトラクロロエチレン									
ジクロロメタン									
四塩化炭素									
1,2-ジクロロエタン									
1,1-ジクロロエチレン									
1,2-ジクロロエチレン									
1,1,1-トリクロロエタン									
1,1,2-トリクロロエタン									
1,3-ジクロロプロペン									
チウラム									
シマジン									
チオベンカルブ									
ベンゼン									
セレン及びその化合物									
ほう素及びその化合物									
ふっ素及びその化合物									
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物									
塩化ビニルモノマー（クロロエチレン）									
1,4-ジオキサン									

- 1 特定施設等の欄には、特定施設にあつては、水質汚濁防止法施行令第1条別表第1の号番号又は指定地域特定施設を、有害物質貯蔵指定施設にあつては、有害物質貯蔵指定施設を記載すること。
- 2 特定施設にあつては、製造・使用・処理している有害物質に○を、有害物質貯蔵指定施設にあつては、保管している有害物質に○を記載すること。
- 3 その他の欄については、特定施設等以外において、製造・使用・処理・保管している有害物質に○を記載すること。

案内図

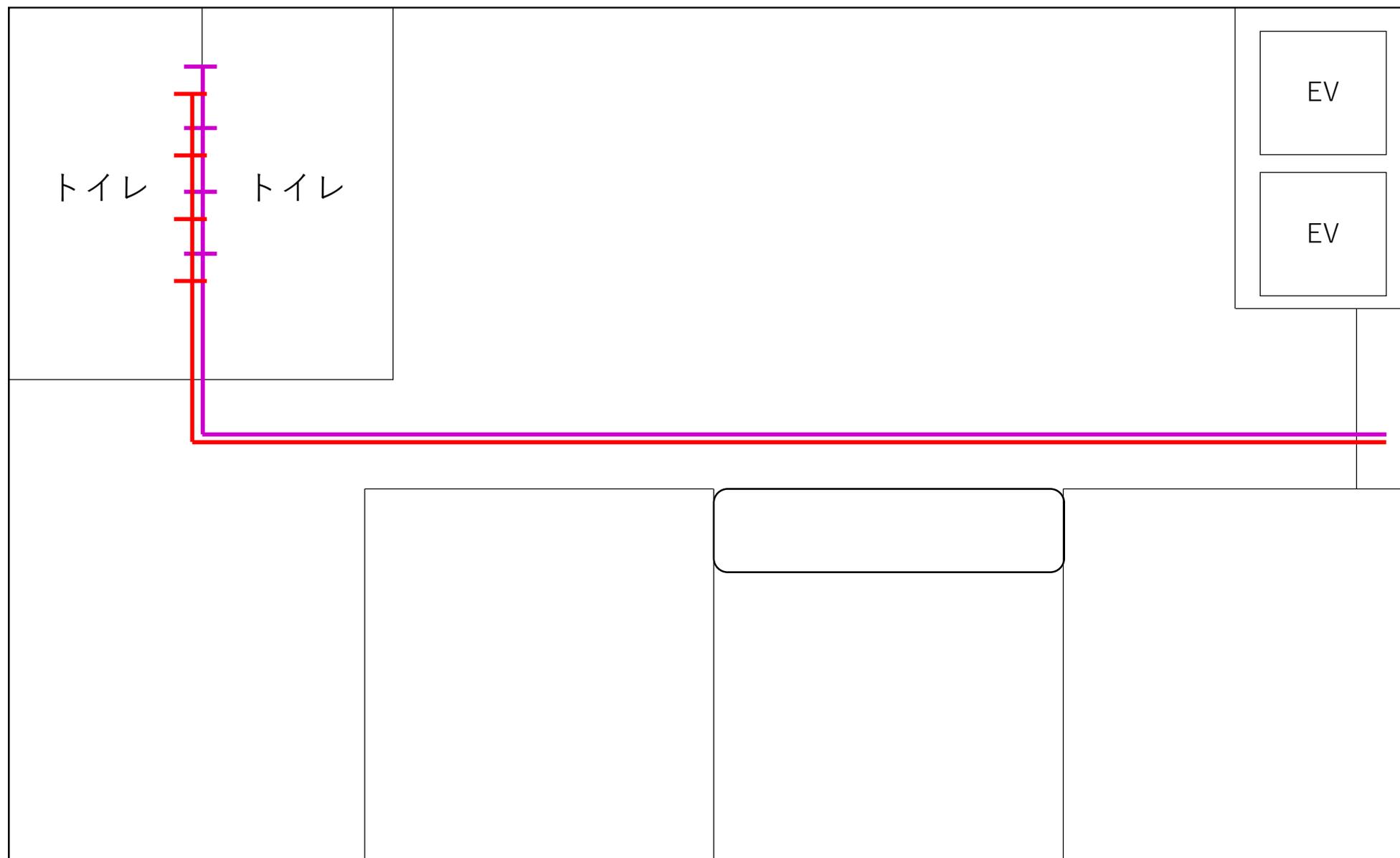


2F~7F 平面図



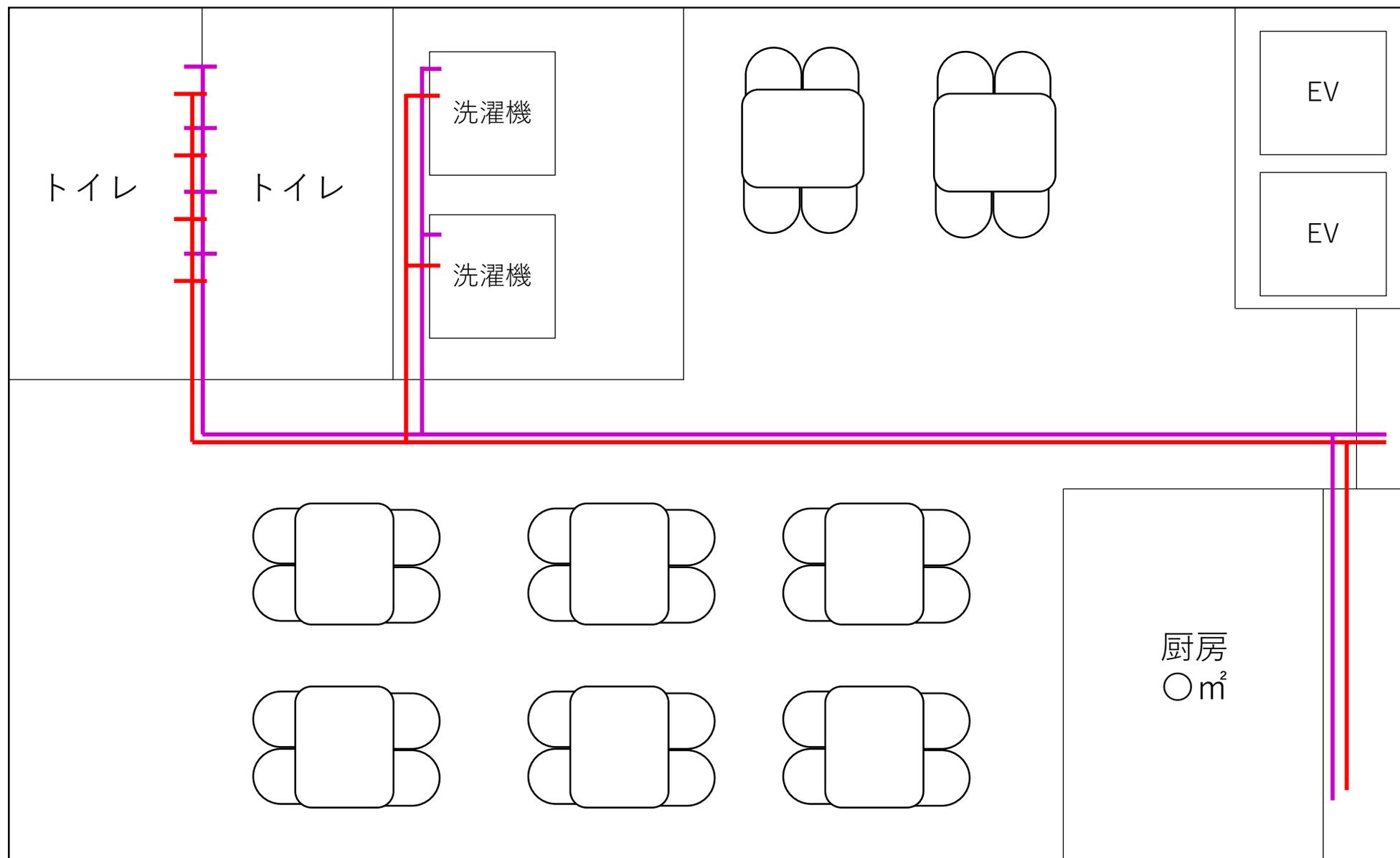
— 汚水
— 給水

1 F 平面図



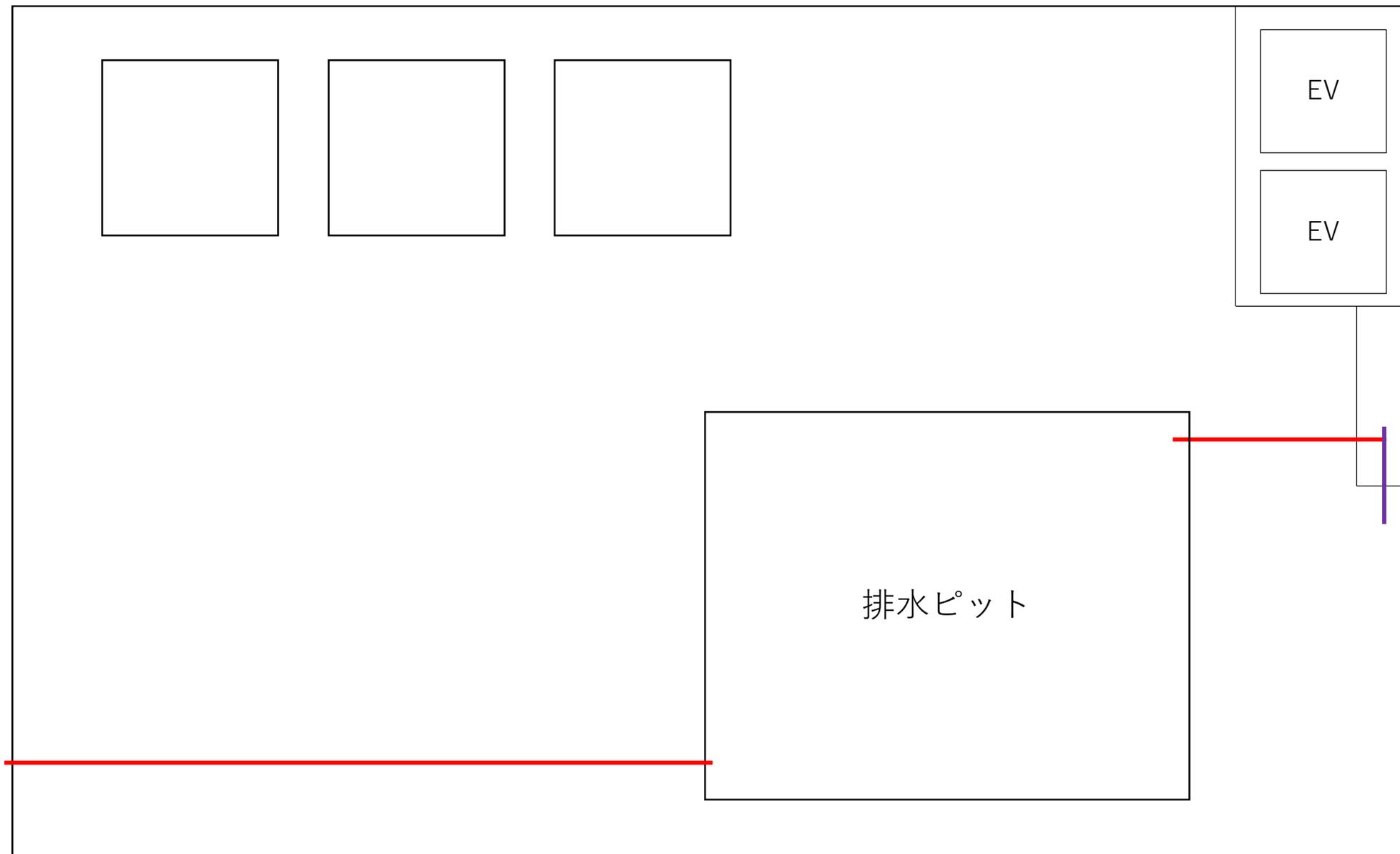
— 汚水
— 給水

B 1 F 平面図



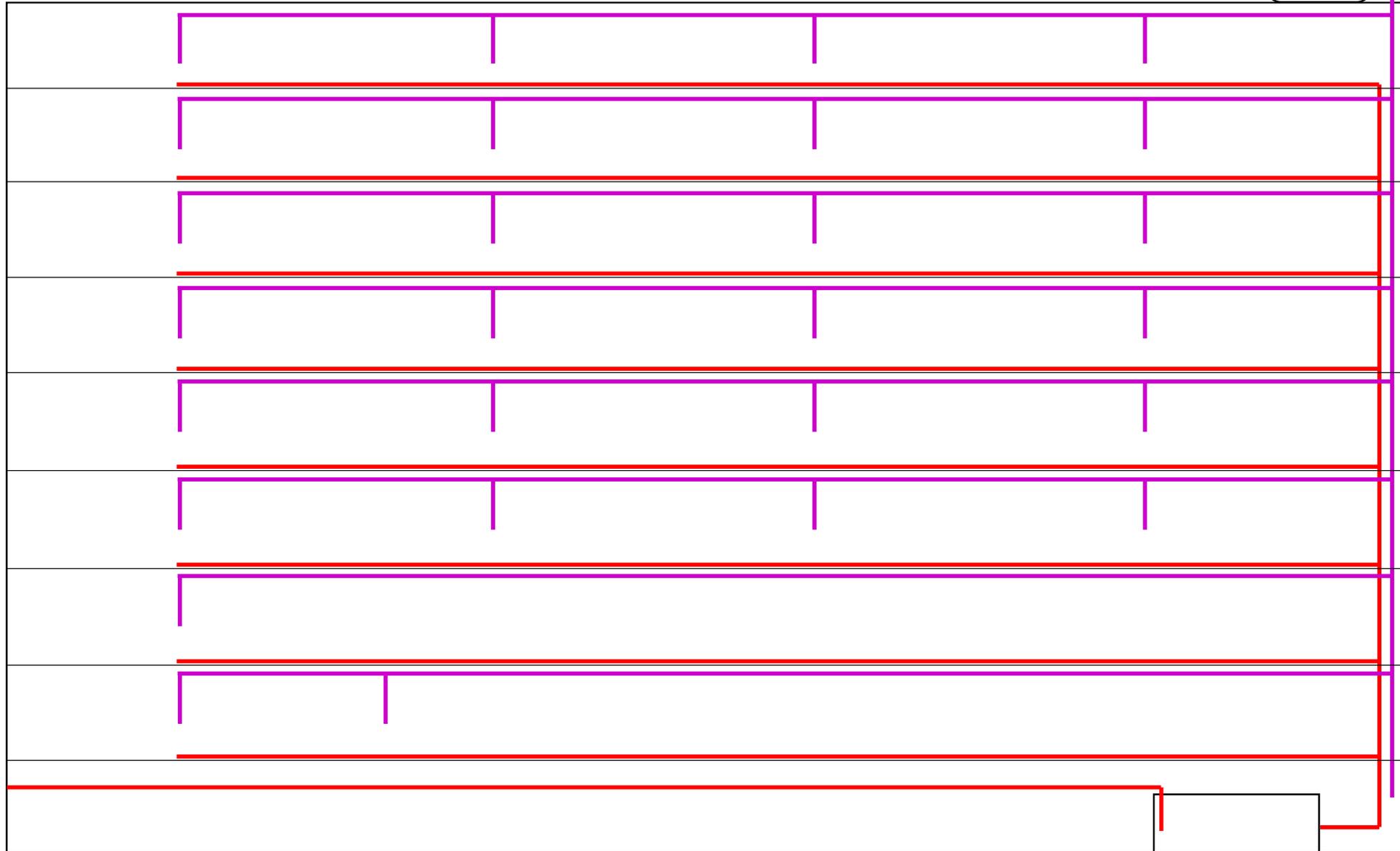
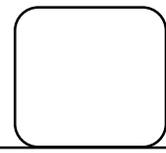
— 汚水
— 給水

B 2 F 平面図



— 給水
— 汚水

立面図



給水
汚水

排水系統図

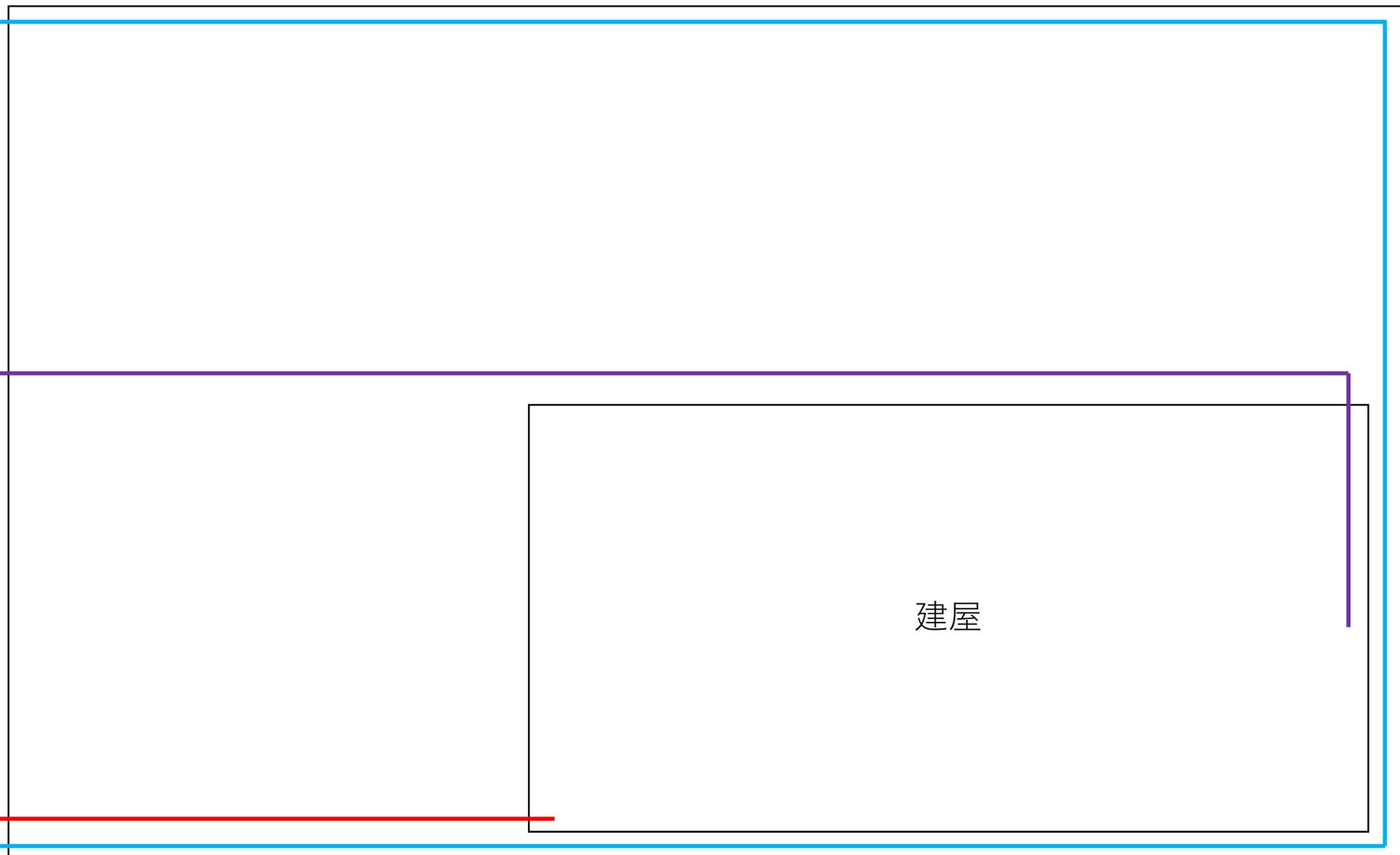
No.3
排水口

No.1
排水口

No.2
排水口

建屋

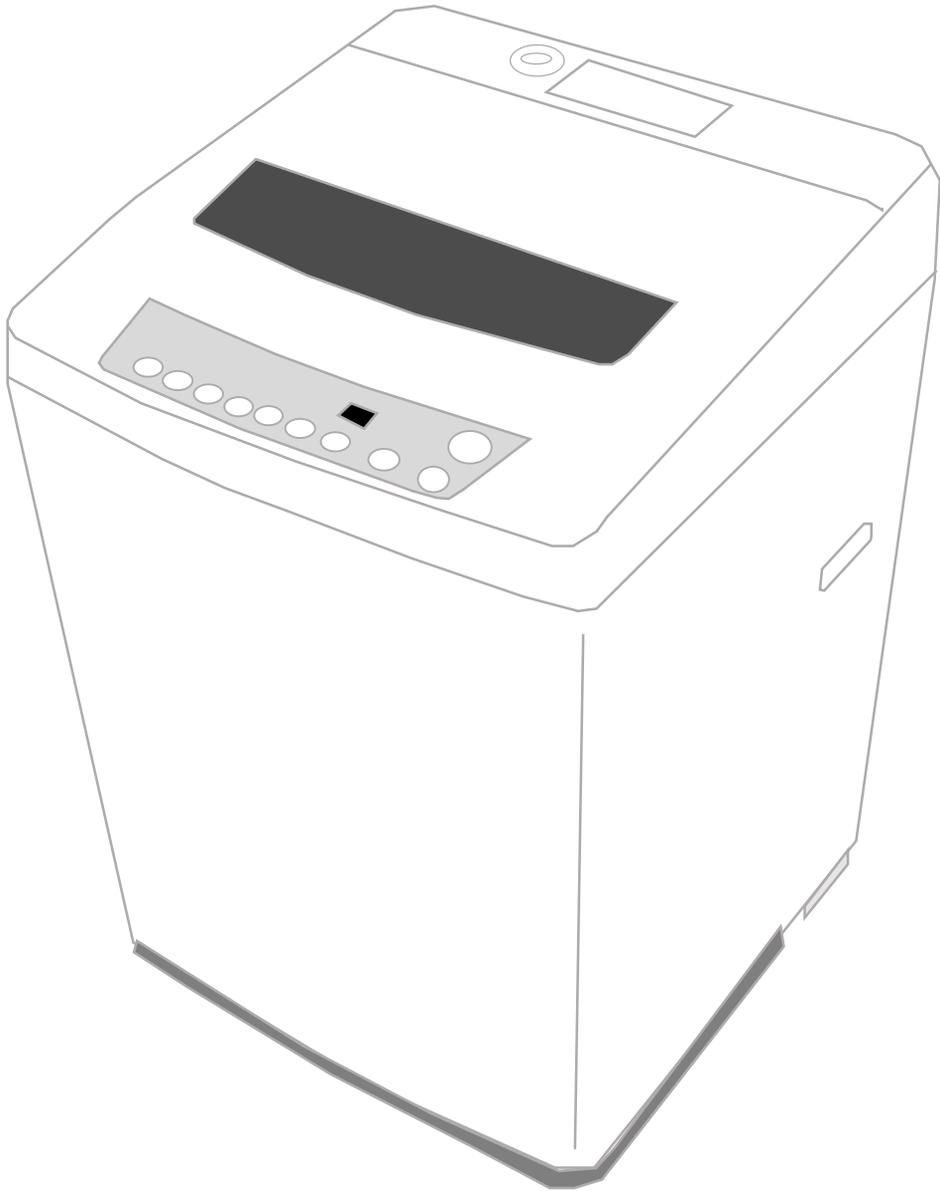
- 雨水
- 污水
- 給水



カタログや仕様書を添付してください

添付資料

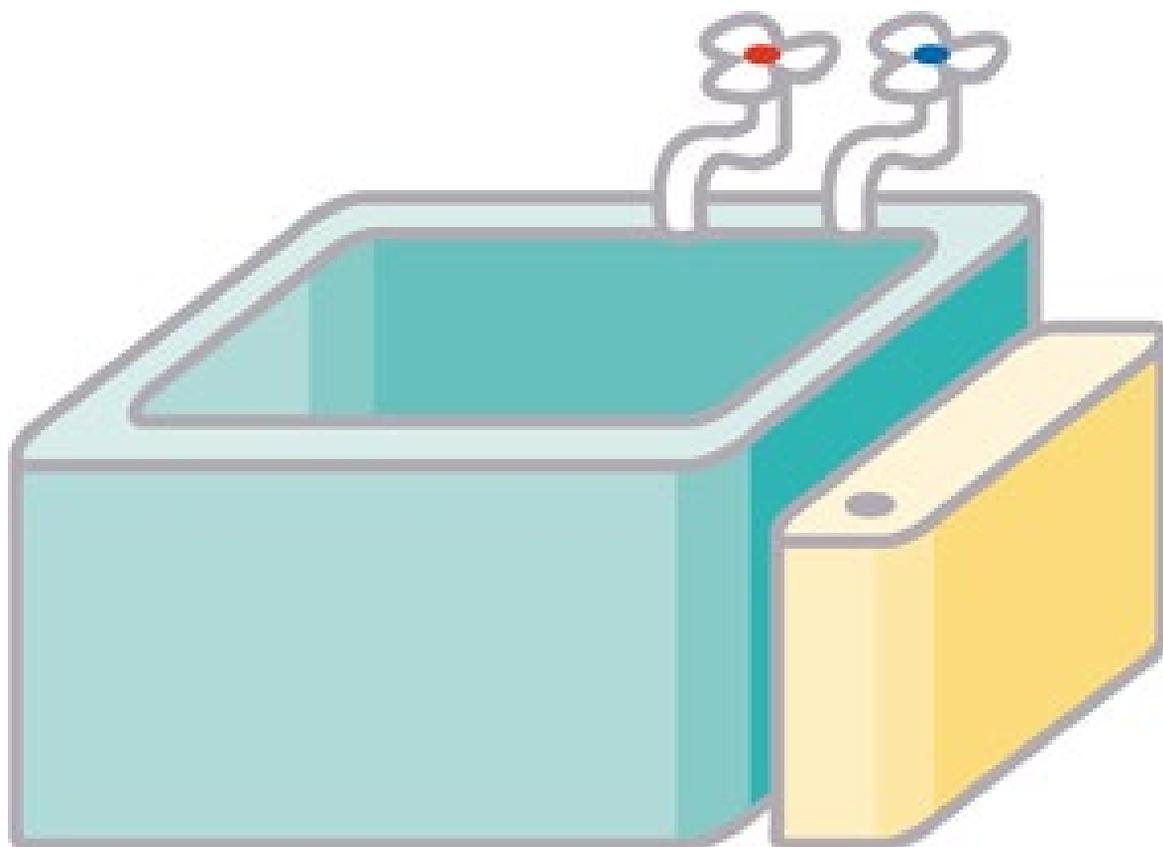
〇〇社製 〇-〇



カタログや仕様書を添付してください

添付資料

ユニットバス
〇〇社製 〇-〇



カタログや仕様書を添付してください

添付資料

厨房流し台
○社製 ○-○

